

募 集 要 領

1 業務内容

財務省本庁舎及び三田共用会議所内における自動販売機（以下「自販機」という。）の設置及び管理業務

詳細は別添仕様書のとおり。

2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、業務を履行するために必要な同意を得ている者は、同条中の、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び上記(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (12) 免許が必要な販売商品を取り扱う場合は、当該免許を取得すること。
- (13) 自販機設置事業を行うにあたっての各種法令等を遵守すること。

3 設置施設の名称及び所在地

- (1) 財務省本庁舎 東京都千代田区霞が関3-2-1外（3-1-1）
- (2) 三田共用会議所 東京都港区三田2-310-2（2-1-8）

※（ ）は住居表示

4 業務開始予定日（国有財産の使用許可開始予定日）

令和8年4月1日（水）

5 施設の利用人員

日々勤務している職員数

- (1) 財務省本庁舎 約2,800名
- (2) 三田共用会議所 約20名 ※

※ 三田共用会議所は、随時、会議等が実施される。

6 施設概要

現状の自販機等の使用許可面積及び当方の指定する自販機等の設置場所は別紙1及び別紙2のとおり

なお、自販機等の設置機種等により面積が増減する場合は、実測の上、面積を決定する。

7 企画提案書等の提出

次の書類を下記8に定める提出場所及び提出期限までに提出すること。

- (1) 企画提案書（A4タテ、任意様式、11部）

※ 審査の公正を期すため、うち10部については参加事業者、参加者名及びフランチャイズ契約企業名を伏せた状態で提出すること。

※ 併せて、業務概要（要約版）（様式1-1）及び販売予定商品等提案書（様式1-2）を作成し、提出すること。また、併せて資料を添付してもよい。

※ 「業務概要（要約版）」（様式1-1）記載項目

- ① 販売予定の商品等（販売予定商品、販売予定商品数、販売機メーカー）
- ② 販売価格
- ③ 自動販売機の機能（環境配慮、省エネルギー、災害時対策 等）
- ④ 自動販売機設置後のアフターサービス（商品補充、衛生管理方法、故障時対応 等）
- ⑤ 1㎡あたりの国有財産使用料（年間使用料、消費税及び地方消費税（10%）相当額を含む。）に設置予定面積を乗じて算出した額

- (2) 添付書類（1部）

【法人】

- ① 業務確約書（様式2）
- ② 会社の登記簿謄本
- ③ 直近3年間の決算書（貸借対照表、損益計算書）
- ④ 納税証明書（その3の3（法人税、消費税及び地方消費税））
- ⑤ 会社概要（様式3）
- ⑥ フランチャイズ契約を締結する場合は、それを証明するもの（様式4）
- ⑦ 誓約書（様式5）
- ⑧ 役員等名簿（様式6）
- ⑨ 免許が必要な販売商品を取り扱う場合の、当該免許の写し

【個人】

- ① 業務確約書（様式2）
- ② 直近3年間の確定（修正）申告書（控）の写し
- ③ 直近3年間の青色申告決算書もしくは収支内訳書の写し
- ④ 納税証明書（その3の2（申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税））
- ⑤ 履歴書（任意様式）
- ⑥ フランチャイズ契約を締結する場合は、それを証明するもの（様式4）

- ⑦ 誓約書（様式5）
- ⑧ 役員等名簿（様式6）
- ⑨ 免許が必要な販売商品を取り扱う場合の、当該免許の写し

8 企画提案書等の提出先等

（提出先） 〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1
財務省大臣官房厚生管理官付共済第四係（財務省本庁舎3階第一食堂事務室）
（提出期限） 令和8年2月17日（火）
（受付時間） 平日9時30分～11時30分、13時30分～17時30分

9 決定方法

提出された企画提案書等を基に企画選定委員が「審査基準表（様式7）」のとおり審査の上、決定する。

なお、審査の結果、企画提案内容及び実施能力等が同等と判断され、審査により決しない場合には、公開抽選を行い決定する。

10 決定日

令和8年3月2日（月）
ただし、前記に定める公開抽選を行う場合は、公開抽選会開催日とする。
公開抽選会予定日は、令和8年3月3日（火）とする。

11 その他

（1）募集要領等の目的外使用の禁止

本募集要領等は、委託業務実施のために作成したものであり、他の目的に使用することは禁止する。

（2）本件に関する質疑

本件に関する質疑については、質問書（様式8）を作成し、令和8年2月5日（木）17時30分までに、上記8の提出先へ質問書を提出すること。

（3）質疑に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

令和8年2月17日（火）までの平日9時30分から11時30分及び13時30分から17時30分に、上記8に定める場所で開示する。

（4）提出した「企画提案書等」の取扱い

一旦提出された企画提案書等は、いかなる理由であっても返却しない。

（5）企画提案書等の作成費用

事業者負担とする。

（6）提出に関する注意事項

郵便等により企画提案書等を送付する場合には、封筒に『「財務省本庁舎及び三田共用会議所内における自動販売機の設置及び管理業務」の企画提案書等在中』と朱書きし、書留郵便により上記8の提出期限までに必着するように送付しなければならない。

12 照会先

東京都千代田区霞が関3-1-1
財務省大臣官房厚生管理官付共済第四係 藤原

電話 03-3581-4111 内線 2189

自動販売機等使用許可面積(現状)

(飲料単位:本)
(食品単位:個)

庁舎	フロアー	(参考) 令和6年度 設置場所	商品	機種	自販機	空容器 回収箱	小計		合計	(参考) 令和6年度 年間販売数量
							小計	(施設毎)		
財務省本庁舎	地階	北側休憩室	飲料	缶・ペット	1.07㎡	0.21㎡	1.28㎡	17.32㎡	19.88㎡	18,596
	1階	北側中央給湯室	飲料	缶・ペット	1.07㎡	0.42㎡	1.49㎡			16,073
		北側中央給湯室	飲料	缶・ペット	1.07㎡		1.07㎡			21,040
		南側中央給湯室	飲料	缶・ペット	0.82㎡	0.21㎡	1.03㎡			36,046
	2階	北側中央給湯室	飲料	缶・ペット	1.07㎡	0.21㎡	1.28㎡			27,285
		北側中央給湯室	食品	食品	0.90㎡		0.90㎡			4,007
		南側中央給湯室	飲料	缶・ペット	0.82㎡	0.21㎡	1.03㎡			24,868
	3階	北側中央給湯室	飲料	缶・ペット	1.07㎡	0.21㎡	1.28㎡			31,964
		北側中央給湯室	食品	食品	0.90㎡		0.90㎡			5,505
		南側中央給湯室	飲料	缶・ペット	0.82㎡	0.21㎡	1.03㎡			27,223
	4階	北側中央給湯室	飲料	缶・ペット	1.07㎡	0.21㎡	1.28㎡			30,409
		北側中央給湯室	食品	食品	0.90㎡		0.90㎡			5,550
		南側中央給湯室	飲料	缶・ペット	0.82㎡	0.21㎡	1.03㎡			22,431
	5階	北側中央給湯室	飲料	缶・ペット	0.79㎡	0.21㎡	1.00㎡			53,441
		北側中央給湯室	食品	食品	0.79㎡		0.79㎡			6,612
		南側中央給湯室	飲料	缶・ペット	0.82㎡	0.21㎡	1.03㎡			35,322
三田共用 会議所	地階		飲料	缶・ペット	1.07㎡	0.21㎡	1.28㎡	2.56㎡	6,135	
	1階		飲料	缶・ペット	1.07㎡	0.21㎡	1.28㎡		2,588	

自動販売機等設置場所

庁舎	フロアー	設置場所	商品種別	台数等		(参考) 入口寸法	備考
				自販機	空容器 回収箱		
財務省本庁舎	地階	北側休憩室	缶・ペット	1台	1箱		
	1 階	北側中央給湯室	缶・ペット	2台	1箱	800mm	
		南側中央給湯室	缶・ペット	1台	1箱	760mm	自販機設置場所の寸法は W1,100×D900mm程度とする。
	2 階	北側中央給湯室	缶・ペット	1台	1箱		
			食 料 品	1台			
	2 階	南側中央給湯室	缶・ペット	1台	1箱		自販機設置場所の寸法は W1,100×D900mm程度とする。
	3 階	北側中央給湯室	缶・ペット	1台	1箱	800mm	
			食 料 品	1台			
	3 階	南側中央給湯室	缶・ペット	1台	1箱	770mm	自販機設置場所の寸法は W1,100×D900mm程度とする。
	4 階	北側中央給湯室	缶・ペット	2台	1箱	710mm	
		南側中央給湯室	缶・ペット	1台	1箱	770mm	自販機設置場所の寸法は W1,100×D900mm程度とする。
	5 階	北側中央給湯室	缶・ペット	1台	1箱	ドア枠:840mm ドア込:760mm	自販機2台を並列で設置した 際の寸法はW1,900×D1,000mm 程度とする。
			食 料 品	1台			
	5 階	南側中央給湯室	缶・ペット	1台	1箱		自販機の寸法はW950×D760mm 程度とする。
三田共用会議所	地階		缶・ペット	1台	1箱		
	1 階		缶・ペット	1台	1箱		

- ※ 給湯室の入口寸法がそれぞれ異なるため、自動販売機の選定にあたっては現地調査を行うこと。
 ※ 給湯室の入口寸法については、特に入口が狭い箇所についてのみ記載している。なお、数値は参考値である。
 ※ 備考欄にて設置場所の寸法記載をしているものについて、転倒防止板を含めた寸法となる。

仕 様 書

1 業務件名

財務省本庁舎及び三田共用会議所内における自動販売機の設置及び管理業務

2 業務内容

財務省本庁舎及び三田共用会議所内（以下「本庁舎等」という。）において、飲料及び食品を提供する自動販売機（以下「自販機」という。）の設置及び管理業務（以下「業務」という。）

3 国有財産の使用許可

- （１）本業務を行う者は、自販機の設置に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- （２）国有財産の使用許可は、財務省大臣官房会計課長（以下「甲」という。）が行う。

4 国有財産の使用許可の相手方

国有財産の使用許可の相手方（以下「乙」という。）は、以下の条件を満たしていること。

- （１）業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- （２）業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- （３）国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- （４）本仕様書の全記載事項を遵守できること。

5 国有財産使用料等

- （１）乙は、甲に自販機及び空容器回収箱（以下「自販機等」という。）設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。なお、令和８年４月１日（予定）から令和９年３月３１日までの期間に係る１平方メートル当たりの国有財産使用料の目安（消費税及び地方消費税（１０％）相当額を含む）は、各設置施設につき以下のとおりとする。

財務省本庁舎 ２５,０００円

三田共用会議所 １４,５００円

（注：使用料は国が算定する使用料以上で提案された使用料となり、当該使用料は、毎年度の見直しにより変動する。）

- （２）国有財産使用料は、甲が指定する期日までに全額を前納すること。
- （３）乙は、甲が実績を元に請求する光熱水料を甲が指定する期日までに支払うこと。

6 設置場所、設置種別、台数及び条件等

- （１）各設置施設における設置種別及び台数については、以下のとおりとする。

財務省本庁舎 飲料自販機 １３台

 食品自販機 ３台

三田共用会議所 飲料自販機 ２台

- (2) 飲料自販機の決済機能については、少なくとも、自動販売協会が推奨する電子マネーシステム（ME-10 シリーズ）において利用可能となっている国内主要電子マネー 6 種及び日本QRコード決済 3 種を備えていること。
- (3) 各フロアーには、2 メーカー以上の飲料を販売する自販機を必ず設置すること。なお、メーカー単独機または混載機のどちらでも可とする。
- (4) 当方が示す設置場所以外への設置は認めない。

7 業務期間等

- (1) 業務期間は、令和 8 年 4 月 1 日（予定）から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。
- (2) 甲の都合による庁舎の使用中止や法令の改正等制度改正が行われるなど、特段の事情が生じた場合には、以下のとおりとする。
 - ① 更新を行わないことがある。
 - ② 国有財産使用許可期間に変更が生じる場合には、乙にその旨を通知するものとし、乙はこれに同意するものとする。

8 費用負担

本業務に伴う一切の費用は、乙の負担とする。

9 名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

10 管理責任

乙は、自らの責任において自販機等を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事後発生の場合も甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

11 衛生等の保持

- (1) 乙は、従事員の身元、規律の維持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない
- (2) 乙は、従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には従事させないこと、及び甲の指定する担当職員（以下「担当職員」という。）に対して速やかに報告すること。

12 秘密の保持

- (1) 乙は、担当職員の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲の秘密に関する事項（書面等をもって甲が乙に提供した情報及び甲の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の機密性を保持し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 乙は、自らの従事者に本義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

- (3) 乙は、本義務が遵守されない事実が発生した場合には、甲に対して速やかに報告しなければならない。

13 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、秘密の保持に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲に損害を与えた場合には、甲に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

乙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除を希望する日より3か月前までに書面により申出ることにより解除することができる。

15 業務仕様

- (1) 乙は、本仕様書に記載の場所において業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 自販機等の設置、移設及び撤去に係る費用は、乙の負担とする。
- (4) 乙は、甲が指定する場所に乙の負担により電気等メーターを設置すること。
- (5) 乙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (6) 業務開始後に販売商品の入れ替えを実施する場合、乙は、担当職員の指示に従い、利用者の需要が高い商品を提供するものとし、あらかじめ販売商品及び販売価格につき、甲に届け出るものとする。
- (7) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、乙は、営業許可を取得した後、自販機を設置すること。
- (8) 販売価格はメーカー希望小売価格を超えないこと。
- (9) 乙は、常に自販機の販売商品を点検し、新鮮な商品を補充するとともに、自販機等設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理についての一切の責任を負うものとする。
- (10) 乙は、自販機の故障及び商品の瑕疵等について自販機利用者又は担当職員から連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (11) 乙は、自販機ごとの毎月の販売数量及び売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年度5月末までに甲に提出すること。
- (12) 乙は、設置するすべての自販機に転倒防止策を施し、また、担当職員が指示する場所に空容器回収箱を設置し、空容器の回収を行うものとする。空容器回収箱に他社の空容器及びごみが混在した場合も回収すること。
- (13) 乙は、本業務の従事者に係る名簿、その他担当職員の指示する書類を提出しなければならない。
- (14) 乙は、本業務の従事者が行う施設への出入りについて、甲の庁舎管理規則等を遵守させなければならない。
- (15) 本業務については、「国の環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」に掲げられている役務の提供であること(本内容については以下の環境省ホームページ参照)。

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

- (16) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び乙の間で協議するものとする。

業務概要（要約版）【財務省本庁舎】

貴社名 _____

飲料及び食品自動販売機

項目	ポイント（１００字程度）
1 販売予定の商品等 ・販売予定商品 ・販売予定商品数 ・販売機メーカー	
2 販売価格	
3 自動販売機の機能 ・環境配慮 ・省エネルギー ・災害時対策 等	
4 自動販売機設置後のアフターサービス ・商品補充 ・衛生管理方法 ・故障時対応 等	

1 ㎡あたりの国有財産使用料（年額） （消費税及び地方消費税を含む）に設置予 定面積を乗じて算出した額	財務省本庁舎	円
---	--------	---

※ 項目「1 販売予定商品等」については、販売予定商品、販売予定商品数及び販売機メーカーを「販売予定商品等提案書」（様式 1 - 2）に記載すること。

業務概要（要約版） 【三田共用会議所】

貴社名 _____

飲料自動販売機

項目	ポイント（１００字程度）
1 販売予定の商品等 ・販売予定商品 ・販売予定商品数 ・販売機メーカー	
2 販売価格	
3 自動販売機の機能 ・環境配慮 ・省エネルギー ・災害時対策 等	
4 自動販売機設置後のアフターサービス ・商品補充 ・衛生管理方法 ・故障時対応 等	

1 m ² あたりの国有財産使用料（年額） （消費税及び地方消費税を除く）に設置予定面積を乗じて算出した額	三田共用会議所	円
---	---------	---

※ 項目「1 販売予定商品等」については、販売予定商品、販売予定商品数及び販売機メーカーを「販売予定商品等提案書」（様式 1 - 2）に記載すること。

販売予定商品等提案書

飲料自動販売機

庁舎	フロアー	設置場所	販売予定商品	販売予定 商品数	販売機メーカー
財務省本庁舎	地階	北側 休憩室			
	1 階	北側中央 給湯室			
		南側中央 給湯室			
	2 階	北側中央 給湯室			
		南側中央 給湯室			
	3 階	北側中央 給湯室			
		南側中央 給湯室			
	4 階	北側中央 給湯室			
		南側中央 給湯室			
	5 階	北側中央 給湯室			
		南側中央 給湯室			
三田共用会議所	地階	—			
	1 階	—			

販売予定商品等提案書

食品自動販売機

庁舎	フロアー	設置場所	販売予定商品	販売予定 商品数	販売機メーカー
財務省本庁舎	2 階	北側中央 給湯室			
	3 階	北側中央 給湯室			
	5 階	北側中央 給湯室			

業務確約書

「財務省本庁舎及び三田共用会議所内における自動販売機の設置及び管理業務」の応募に関し、別添募集要領及び仕様書に定める業務を適正に履行し、損害を与えた場合には一切の損害を賠償することを確約いたします。

令和 年 月 日

財務省大臣官房厚生管理官 殿

(郵便番号) ー

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

会 社 概 要

会 社 名	
本 社 所 在 地	
創 業	年 月 日
資 本 金	千円
代 表 者 名	
上 場 の 有 無	
事 業 内 容	
特 色	
役 員 数	
従 業 員 数	
財 務 省 本 庁 舎 担 当 営 業 所	
三 田 共 用 会 議 所 担 当 営 業 所	

フランチャイズ契約証明書

「財務省本庁舎及び三田共用会議所内における自動販売機の設置及び管理業務」の応募に関し、国有財産の使用許可を受けることが決定した場合には、
「
」
とフランチャイズ契約を締結することを証明いたします。

令和 年 月 日

財務省大臣官房厚生管理官 殿

(郵便番号) —
住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

上記の者とフランチャイズ契約を締結いたします。

(郵便番号) —
住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

誓約書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式19により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

財務省大臣官房会計課長 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏 名又は名 称

年 月 日

[illegible]

審査基準表

審査項目	評価のポイント	配点	優秀	やや優秀	一般的	やや劣っている	劣っている
1 販売予定の商品等	販売予定商品 販売予定商品数 販売機メーカー	40点	40	30	20	10	0
2 販売価格	販売価格	30点	30	20	15	5	0
3 自動販売機の機能	環境配慮 省エネルギー 災害時対策 食品自動販売機のキャッシュレス対応 等	5点	5	4	3	2	0
4 自動販売機設置後のアフターサービス	商品補充 故障時対応 等	5点	5	4	3	2	0

提案された1㎡当たりの使用料に設置予定 面積を乗じて算出した額	提案額の最も高い者に20点を付与し、それ以下の者は（提案額/最高額）×20点を付与する。
------------------------------------	--

合 計	100点
-----	------

質 問 書

(令和 年 月 日)

質 問 事 項		回 答 事 項	
質 問 会 社 名			
担 当 者 氏 名			
連 絡 先 (TEL)			
(E-mail)			

(案)

財 会 第 号
令和 年 月 日

国 有 財 産 使 用 許 可 書

〇〇 〇〇 殿

財務省大臣官房会計課長
〇〇 〇〇

令和 年 月 日付をもって申請のあった財務省大臣官房会計課管理の国有財産を使用することについては、国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国(法務大臣)を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

口座名及び所在地	区 分	数 量	備 考
財務省本庁舎 東京都千代田区霞が関3-1-1 (住居表示：東京都千代田区霞が関3-3-2)	建物	m ²	使用部分 別図のとおり
三田共用会議所 東京都港区三田2-1-8 (住居表示：東京都港区三田2-310-2 外)	建物	m ²	使用部分 別図のとおり

(指定用途)

第2条 使用を許可された者は、前条の物件を自動販売機の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、令和8年 月 日から令和13年 月 日までとする。なお、使用許可の更新は認めない。

(使用料)

第4条 令和8年 月 日から令和9年 月 日までの使用料は、 円(うち消費税及び地方消費税相当額 円)とする。

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて財務省大臣官房会計課長(以下「会計課長」という。)から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を会計課長から通知する。

3 前2項に定めるもののほか、別に定めるところにより、使用を許可された者は、分担金(共用部分の電気使用料等共益の費用として応分の負担が必要なもの)及び使用を許可した物件に係る光熱

(案)

費等実費負担となるものについて、負担しなければならない。

(使用料の納付)

第5条 前条第1項に定める使用料は、歳入徴収官財務省大臣官房会計課長の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(使用料の改定)

第6条 会計課長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率とする。

(物件保全義務等)

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

3 使用を許可された者は、当該施設の取締りに関し会計課長の命令に従わなければならない。

(使用上の制限)

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって会計課長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 会計課長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 使用を許可された者の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 会計課長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

3 会計課長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 使用を許可された者は、会計課長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第11条 会計課長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。

(案)

ならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他会計課長が特に承認したときは、この限りでない。

- 2 使用を許可された者が、原状回復の義務を履行しないときは、会計課長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、会計課長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

- 2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 使用許可の取消しが行われた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第14条 会計課長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第15条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、会計課長の決定するところによるものとする。